

フィールドデーコンテスト規約の一部改正(下線部分が改正箇所)

改 正 案	現 行
<p>1. 開催日時 (省略) 2. 参加資格 (省略) 3. 使用周波数帯 (省略) 4. 参加部門及び種目 (省略)</p> <p>5. 交信方法</p> <p>(1)呼び出し (例) ①電話の場合 …… CQ コンテスト(または CQ JA コンテスト) ②電信の場合 …… CQ TEST (または CQ JA TEST)</p> <p>(2)コンテストナンバー交換</p> <p>(a)1.9MHz 帯～1200MHz 帯 ・RST 符号による相手局のシグナルレポート ・自局の運用場所を示す別表の都府県・地域等ナンバー(別表) ・<u>その交信に使用した空中線電力を表すアルファベット 1 文字</u>(注 1)</p> <p>(例)(省略)</p> <p>(b) 2400MHz 帯以上 ・RST 符号による相手局のシグナルレポート ・自局の運用場所を示す別表の市、郡、区ナンバー (例えば、区で運用する場合は市ナンバーではなく、区ナンバーとする) ・<u>その交信に使用した空中線電力を表すアルファベット 1 文字</u>(注 1)</p> <p>(例)(省略)</p> <p>(注 1)(省略)</p> <p>6 共通規約</p> <p>(1)クロスバンドおよび電信と電話間のクロスマードによる交信を禁止する。 (2)コンテスト中の運用場所の変更を禁止する。ただし(3)の場合を除く。 (3)コンテスト参加の目的で常置場所を離れ移動運用する局かつシングルオペに限り、運用開始時のマルチプライヤー内の運用場所変更を認める。 (4)シングルオペの同一または異なるバンドにおける 2 波以上の電波の同時発射を禁止する。 (5)マルチオペの同一バンドにおける 2 波以上の電波の同時発射を禁止する。 (6)レピータによる交信を禁止する。 (7)コールサインもしくはマルチプライヤーを受信信号の周波数情報と共に<u>オペレータ</u> に知らせるあらゆる技術、たとえば Web クラスター、CW スキマー、リバースビーコンネットワークの使用を認める。 (8)コンテスト期間中に自局の運用情報を Web クラスターにアップロードするセルフスポットティングや、携帯電話、メール、チャット、および SNS などのアマチュア無線以外の手段を用いて伝える行為、ならびにそれを依頼する行為を禁止する。 (9)リモート運用は、すべてのアンテナ、送信機、受信機がひとつの所在地に収まっている場合にのみ許される。 すべてのリモート運用局は、局免許、<u>オペレーター免許</u>、および該当参加部門<u>・種目</u>のルールに従うこと。 (10)送信機、受信機、アンテナを設置した無線局の所在地外に位置するリモート受信機の使用は禁止する。 (11)コンテスト終了後にログを修正することを禁止する。ただし、誤入力の修正、電子ログのフォーマット変更や手書きログを電子ログ化する作業はこれに含まれない。</p>	<p>1. 開催日時 (省略) 2. 参加資格 (省略) 3. 使用周波数帯 (省略) 4. 参加部門及び種目 (省略)</p> <p>5. 交信方法</p> <p>(1)呼び出し ①電話の場合 …… CQ コンテスト(または CQ JA コンテスト) ②電信の場合 …… CQ TEST (または CQ JA TEST)</p> <p>(2)コンテストナンバー交換</p> <p>(a)1. 9MHz 帯～1200MHz 帯 ・RST 符号による相手局のシグナルレポート ・自局の運用場所を示す別表の都府県・地域等ナンバー(別表) ・空中線電力を表すアルファベット 1 文字(注 1)</p> <p>(例)(省略)</p> <p>(b) 2400MHz 帯以上 ・RST 符号による相手局のシグナルレポート ・自局の運用場所を示す別表の市、郡、区ナンバー (例えば、区で運用する場合は市ナンバーではなく、区ナンバーとする) ・空中線電力を表すアルファベット 1 文字(注 1)</p> <p>(例)(省略)</p> <p>(注 1)(省略)</p> <p>6 共通規約</p> <p>(1)クロスバンドによる交信を禁止する。 (2)コンテスト中の運用場所の変更を禁止する。ただし(3)の場合を除く。 (3)コンテスト参加の目的で常置場所を離れ移動運用する局かつシングルオペに限り、運用開始時のマルチプライヤー内の運用場所変更を認める。 (4)シングルオペの同一または異なるバンドにおける 2 波以上の電波の同時発射を禁止する。 (5)マルチオペの同一バンドにおける 2 波以上の電波の同時発射を禁止する。 (6)レピータによる交信を禁止する。 (7)コールサインもしくはマルチプライヤーを受信信号の周波数情報と共に<u>オペレーター</u> に知らせるあらゆる技術、たとえば Web クラスター、CW スキマー、リバースビーコンネットワークの使用を認める。 (8)コンテスト期間中に自局の運用情報を Web クラスターにアップロードするセルフスポットティングや、携帯電話、メール、チャット、SNS などのアマチュア無線以外の手段を用いて伝える行為、ならびにそれを依頼する行為を禁止する。 (9)リモート運用は、すべてのアンテナ、送信機、受信機がひとつの所在地に収まっている場合にのみ許される。 すべてのリモート運用局は、局免許、<u>オペレーター免許</u>、および該当参加部門のルールに従うこと。 (10)送信機、受信機、アンテナを設置した無線局の所在地外に位置するリモート受信機の使用は禁止する。 (11)コンテスト終了後にログを修正することを禁止する。ただし、誤入力の修正、電子ログのフォーマット変更や手書きログを電子ログ化する作業はこれに含まれない。</p>

(12)一つのコールサインで複数の部門・種目にログを出すことを禁止する。

(13)一人のオペレータが複数の異なるコールサインで運用し、それぞれのコールサインでログを提出することを禁止する。

7. 得点およびマルチプライヤー

(1)アマチュア局

①得点（省略）

②マルチプライヤー

(a) 1.9MHz 帯～1200MHz 帯

交信相手局の運用場所を示す都府県・地域等

ただし、バンドが異なれば同一都府県・地域等でも異なるマルチプライヤーとする。

(b) 2400MHz 帯以上

交信相手局の運用場所を示す市、郡、区

ただし、バンドが異なれば同一市、郡、区でも異なるマルチプライヤーとする。

(2) SWL

①得点

送信および受信局のコールサインおよび送信局の送出したコンテストナンバーの完全な受信を使用バンドにより次の得点とする。

同一バンドにおける重複受信(同一の送信局を2回以上受信することをいう)(注):0点

(注)電波型式が異なる場合の同一の送信局との2回以上の受信も重複受信

②マルチプライヤー

(a) 1.9MHz 帯～1200MHz 帯

送信局の運用場所を示す都府県・地域等

ただし、バンドが異なれば同一都府県・地域等でも異なるマルチプライヤーとする。

(b) 2400MHz 帯以上

送信局の運用場所を示す市、郡、区

ただし、バンドが異なれば同一市、郡、区でも異なるマルチプライヤーとする。

8. 局種係数（省略）

9. 総得点の計算方法

(1)オールバンドの場合

[各バンドにおける得点の和] × [各バンドで得たマルチプライヤーの和] × [局種係数]

(2)シングルバンドの場合

[当該バンドにおける得点] × [当該バンドで得たマルチプライヤー] × [局種係数]

10. 書類の提出

(1)電子ログによる場合

電子ログによる提出の場合、所定の様式で作成したデータをログ提出用Webページの指示に従ってアップロード、

またはテキストメールとして提出先アドレスに送信する。

(2)紙ログによる場合

JARL制定の「サマリーシート」および「ログシート」（または同形式のもの、A4判）を使用し、必要事項を記入して提出する。

また、紙によるログ・サマリーは、記入項目がすべて手書きであり、交信局数(SWLの場合は受信した送信局数)が100局までのログのみを受け付けることとする。

(3)記入内容は種目に応じて、次のとおりとする。

①マルチオペの場合：全オペレータのコールサイン（コールサインがない場合は氏名）、および年齢（ジュニアのみ）をJARL電子ログ形式では<MULTIOPLIST>に記入する。

(12)一つのコールサインで複数の部門・種目にログを出すことを禁止する。

(13)一人のオペレータが複数の異なるコールサインで運用し、それぞれのコールサインでログを提出することを禁止する。

7. 得点およびマルチプライヤー

(1)アマチュア局

①得点（省略）

②マルチプライヤー

(a) 1.9MHz 帯～1200MHz 帯

交信相手局の運用場所を示す都府県・地域等

ただし、バンドが異なれば同一都府県・地域等でもマルチプライヤーとする。

(b) 2400MHz 帯以上

交信相手局の運用場所を示す市、郡、区

ただし、バンドが異なれば同一市、郡、区でもマルチプライヤーとする。

(2) SWL

①得点

送信および受信局のコールサインならびに送信局の送出したコンテストナンバーの完全な受信を使用バンドにより次の得点とする。

同一バンドにおける重複受信(同一局を2回以上受信することをいう)(注):0点

(注)電波型式が異なる場合の同一局との2回以上の受信も重複受信

②マルチプライヤー

(a) 1.9MHz 帯～1200MHz 帯

送信局の運用場所を示す都府県・地域等

ただし、バンドが異なれば同一都府県・地域等でもマルチプライヤーとする。

(b) 2400MHz 帯以上

送信局の運用場所を示す市、郡、区

ただし、バンドが異なれば同一市、郡、区でもマルチプライヤーとする。

8. 局種係数（省略）

9. 総得点の計算方法

(1)オールバンドの場合

[各バンドにおける得点の和] × [各バンドで得たマルチプライヤーの和] × [局種係数]

(2)シングルバンドの場合

[当該バンドにおける得点] × [当該バンドで得たマルチプライヤーの和] × [局種係数]

10. 書類の提出

(1)電子ログによる場合

電子ログによる提出の場合、所定の様式で作成したデータをテキストメールとして提出先アドレス(fd@jarl.org)に送信する。

記憶媒体(USB、メモリなど)による提出の場合、サマリーシートはJARL制定のものに必要事項を記入し、ログシートのデータを記憶媒体でお送りください。(記憶媒体の返却を希望する場合は返送先の住所・氏名を記載し、必要な料金の切手を貼った封筒を同封してください)。

(2)紙ログによる場合

JARL制定の「サマリーシート」および「ログシート」（または同形式のもの、A4判）を使用し、必要事項を記入して提出する。また、紙によるログ・サマリーは、記入項目がすべて手書きであり、交信局数が100局までのログのみを受け付けることとする。

(3)記入内容は種目に応じて、次のとおりとする。

①マルチオペの場合：全オペレータのコールサイン（コールサインがない場合は氏名）、および年齢（ジュニアのみ）をJARL電子ログ形式では<MULTIOPLIST>に記入する。(JARL Web電子ログサマリー作成ページでは「マルチオペ、ゲストオペ

<p>紙ログの場合はサマリーシートの意見欄に明記すること(同欄に全部記入できない場合は、サマリーシートの裏面または別紙に記入する)</p> <p>②ニューカマーの場合:局免許年月日を JARL 電子ログ形式では〈LICENSEDATE〉に記入する。紙ログの場合はサマリーシート意見欄に明記する。</p> <p>③シルバーの場合:年齢を JARL 電子ログ形式では〈AGE〉に記入する。紙ログの場合はサマリーシート意見欄に明記すること。</p> <p>④時間は JST を使用する。</p> <p>⑤チェックログとして提出する場合には、参加部門種目コードナンバーの欄に CHECKLOG と記載する。</p> <p>⑥エントリー種目以外の交信データはエントリー種目の交信データと一緒に提出すること。エントリー種目以外の交信データはログ審査時に得点対象外として扱うため CHECKLOG 等の表示は不要とする。</p> <p>(4)入賞対象局について、次に掲げる資料等の提出を求める場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 交信または受信時に記入したログ(オリジナルログ) ② 送信機の名称、測定出力など運用時のデータ ③ マルチオペ種目のオペレータの無線従事者資格の確認資料(無線従事者免許証のコピー) <p>④実際の運用状況等、ログ審査に必要とコンテスト委員会が判断した情報</p> <p>(5)提出締切日 コンテスト終了日から 10 日後必着</p> <p>(6)提出先</p> <ul style="list-style-type: none"> ①電子ログを Web からアップロードする場合 https://contest.jarl.org/upload 電子ログを E-mail で送信する場合 fd@jarl.org ②郵送の場合 〒170-8073 JARL フィールドデーコンテスト係 <p>(7)個人情報の利用について</p> <p>JARL は、<u>収集した個人情報について</u>、JARL の実施するコンテスト業務遂行(集計・審査・賞状発送・広報活動)のために利用する。</p> <p>(8)入賞局ログデータの公開</p> <p><u>入賞局のログデータを結果発表後に公開する。</u></p> <p>コンテスト参加者は書類を提出することにより、入賞した場合に提出した交信ログ内容(サマリーシートの個人情報は除く)が公開されることに同意したとみなす。</p> <p>11. 賞</p> <p>(1)各種目の書類提出局には、その局数の 10%以内でかつ最大 7 位までの順位の JARL 会員局に<u>電子化した賞状</u>を贈る。 ただし、シングルオペ 50MHz バンド以上の各種目においては、コールエリアの提出局数とする。</p> <p>(2)シングルオペ 50MHz バンド以上の種目を除く各種目の<u>コールエリア第 1 位</u>の JARL 会員局に<u>電子化した賞状</u>を贈る。</p> <p>(3)シングルオペ 50MHz、144MHz、430MHz バンドの各種目については、全国 1~3 位の JARL 会員局に<u>電子化した賞状</u>を贈る。</p> <p>(4) (1)~(3)について、紙の賞状発行を希望する局は所定の手順で申請すること。</p> <p>11. 失格事項</p> <p>(1)ログシートに記載されている交信局(SWL の場合はログに記載した送信局および受信局)のコールサイン等について審査の結果、明らかに虚偽の記載が認められた場合は失格とする。</p> <p>(2)この規約に定める事項に違反した場合は、コンテスト審査において処分を決定する。 この処分とは、減点、警告、エントリーのチェックログへの移行、失格等を言う。</p> <p>(3)(1)、(2)およびコンテスト結果に対して異議の申し立てを受け、裁定の結果失格となった局は、失格の日から 3 年間は JARL 主催コンテストに参加しても入賞を認めない。失格の局は、コールサインおよび失格の理由を Web サイトに発表する。</p> <p>12. JARL 登録クラブの得点および順位等</p> <p>JARL 登録クラブの構成員(マルチオペ局 1 局および SWL を除くシングルオペ局)から申告された総得点をもって、</p>	<p>の場合の運用者のコールサイン(氏名)」、紙ログの場合はサマリーシートの意見欄に明記すること(同欄に全部記入できない場合は、サマリーシートの裏面または別紙に記入する)</p> <p>②ニューカマーの場合:局免許年月日を JARL 電子ログ形式では〈LICENSEDATE〉に記入する。紙ログの場合はサマリーシート意見欄に明記する。</p> <p>③シルバーの場合:年齢を JARL 電子ログ形式では〈AGE〉に記入する。紙ログの場合はサマリーシート意見欄に明記すること。</p> <p>④時間は JST を使用する。</p> <p>(4)入賞対象局について、次に掲げる資料等の提出を求める場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 交信または受信時に記入したログ(オリジナルログ) ② 送信機の名称、測定出力など運用時のデータ ③ マルチオペ種目のオペレータの無線従事者資格の確認資料(無線従事者免許証のコピー) <p>(5)提出締切日 コンテスト終了日から 10 日後必着</p> <p>(6)提出先</p> <ul style="list-style-type: none"> ①電子ログ(E-mail)による場合 fd@jarl.org ②郵送の場合 〒170-8073 JARL フィールドデーコンテスト係 <p>(7)個人情報の利用について</p> <p>JARL は、<u>個人情報を取得した際の利用目的の範囲内で</u> JARL の実施するコンテスト業務遂行(集計・審査・賞状発送)のために利用する。</p> <p>11. 賞</p> <p>(1)各種目の書類提出局には、その局数の 10%以内でかつ最大 7 位までの順位の JARL 会員に賞状を贈る。 ただし、シングルオペ 50MHz バンド以上の各種目においては、コールエリアの提出局数とする。</p> <p>(2)シングルオペ 50MHz バンド以上の種目を除く各種目上位 25% 以内にある<u>コールエリア第 1 位</u>の JARL 会員局に賞状を贈る。<u>ただし、(1)の賞状を贈る局に対しては、この賞状は発行しない。</u></p> <p>(3)シングルオペ 50MHz、144MHz、430MHz バンドの各種目については、全国 1~3 位の JARL 会員局に賞状を贈る。</p> <p>11. 失格事項</p> <p>(1)ログシートに記載されている交信または受信局のコールサイン等について審査の結果、明らかに虚偽の記載が認められた場合は失格とする。</p> <p>(2)この規約に定める事項に違反した場合は、コンテスト審査において処分を決定する。 この処分とは、減点、警告、エントリーのチェックログへの移行、失格等を言う。</p> <p>(3)(1)、(2)およびコンテスト結果に対して異議の申し立てを受け、裁定の結果失格となった局は、失格の日から 3 年間は JARL 主催コンテストに参加しても入賞を認めない。失格の局は、コールサインおよび失格の理由を JARL NEWS に発表する。</p> <p>12. JARL 登録クラブの得点および順位等</p> <p>JARL 登録クラブの構成員(マルチオペ局 1 局ならびに SWL を除くシングルオペ局)から申告された総得点をもって、</p>
--	---

登録クラブ種別ごとに順位を決定する。クラブ対抗に提出できるマルチオペ局のオペレータ(ゲストオペレータを含む)
の半数以上はその JARL 登録クラブの構成員であること。

JARL 登録クラブについて、審査に必要な資料等の提出を求める場合がある。

13. 結果発表

翌年 1 月頃を予定(JARL Web)

登録クラブ種別ごとに順位を決定する。

13. 結果発表

翌年 1 月頃を予定(JARL NEWS、JARL Web 等)